

第24回政策評価審議会（第27回政策評価制度部会との合同）

1 日 時 令和3年7月19日（月）15時00分から16時50分

2 開催方法 Web会議により開催

3 出席者

（委員）

岡素之会長、森田朗会長代理、岩崎尚子委員、牛尾陽子委員、薄井充裕委員、
田淵雪子委員、前葉泰幸委員、田辺国昭臨時委員、横田響子臨時委員、
堀田聡子専門委員

（有識者）

宮村宏哉都市整備部住宅政策課長（板橋区役所）、
杉田広司都市整備部住宅政策課主査（板橋区役所）

（総務省）

山下総務審議官、清水行政評価局長、武藤大臣官房審議官、平池大臣官房審議官、
原嶋総務課長、西澤企画課長、辻政策評価課長、高角評価監視官、黒田評価監視官、
中山地方業務室長、山田関東管区行政評価局評価監視官、佐々木栃木行政監視行政
相談センター主任行政相談官、今住九州管区行政評価局評価監視部長

4 議 題

- 1 政策評価審議会提言を踏まえた取組の状況について
- 2 政策評価制度部会に係る取組の状況について

5 資 料

- 資料1－1 不登校・ひきこもりの子供支援に関する政策評価（調査の考え方）
資料1－2 火山防災対策に関する行政評価・監視
資料1－3 霧島山の特性等（九州管区行政評価局）

- 資料 1－4 霧島山の火山防災対策の現状について（九州管区行政評価局）
- 資料 1－5 マンションの適正な管理の推進等に関する調査（関東管区行政評価局）
- 資料 1－6 板橋区に分譲マンション施策について（板橋区役所）
- 資料 2 令和 2 年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告（概要）

6 議事録

（岡会長） それでは、第24回政策評価審議会と第27回政策評価制度部会の合同会合を開会いたします。

本日は、委員の皆様はテレビ会議システムにより、御出席いただいております。

また、7月1日付けの異動で新たに清水行政評価局長、武藤大臣官房審議官、平池大臣官房審議官、山下総務審議官が就任されました。一言ずつ御挨拶をお願いいたします。清水行政評価局長からお願いいたします。

（清水行政評価局長） 御紹介いただきました、清水です。よろしくお願い申し上げます。

ここ10年ぐらいで、私も行政評価局の勤務を何度かさせていただきました、委員の皆様の中には、これまでも御指導を賜ってきた方もございますが、改めまして、よろしくお願い申し上げます。先般、御提言をいただいたということで、私も内容を今、熟読しております。実現に向けて取り組んでまいりたいと思いますので、適切な御指導、御助言を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

（武藤審議官） 審議官を拝命しました、武藤です。4年ぶりの行政評価局勤務となりますが、皆様よろしくお願いいたします。

（平池審議官） 続きまして、平池です。

私は、行政評価局は10年ぶりでございます。10年前は政策評価・独立行政法人評価委員会の独法評価を担当しておりました。その際には、岡会長を始め、いろいろな方にお世話になりましたし、また、それ以外でもいろいろな方にお世話になっておりました。今度は政策評価担当の審議官ということで、まさに提言をいただいたわけですが、今度はこの実現、具体化をやるという段になっておると聞いております。非常に幸運な時に当たったというつもりで頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(山下総務審議官) 総務審議官を拝命いたしました、山下です。行政評価局は、今、御挨拶申し上げましたように、清水局長、武藤、平池両審議官の下で、御指導いただきながら政策評価の改善、行政評価・監視の充実に努めてまいりたいと考えております。

3月にいただいた提言では、政策評価について、ずっと言われたことでありながら、なかなか難しかったことについて、よく掘り下げていただいたと思っております。提言の中の、今まで「政策評価を政策の立案や改善に活かす」という意識が乏しかったのではないかということが、前から認識はされながら、今でも最大の問題なのだろうと思っております。提言の具体化に当たりましては、その意味では評価としてどうかという視点とともに、各府省の政策立案過程としてどうあるべきなのかという視点も重要だと思っております。その両面から議論を進めていきたいと考えております。どうぞ、よろしく願いいたします。

(岡会長) ありがとうございます。

それでは、本日の最初の議題は、「政策評価審議会提言を踏まえた取組の状況について」です。提言を具体化するためには、実施する評価や調査にその考え方を取り入れ、実践していくことが重要です。本日は、提言に即した取組を三つ取り上げ、調査の現場で取り組む管区行政評価局や、調査結果のユーザーである板橋区役所の皆様の声もお聞きしながら、委員の皆さんの御意見を伺いたいと思います。

まず、一つ目は、「不登校・ひきこもりの子供支援に関する政策評価」についてです。本件は、有識者の協力を得て調査設計を行うため、研究会を立ち上げたと聞いています。この研究会の座長を本審議会の堀田専門委員が務められていますので、堀田専門委員から御報告をお願いします。堀田専門委員、よろしく願いいたします。

(堀田専門委員) ありがとうございます。それでは、資料1-1に基づいて御報告させていただきます。資料の最後に参考として付けていただいておりますが、今年度実施予定の、「不登校・ひきこもりの子供支援に関する政策評価」に関して評価の在り方、調査の考え方について取りまとめるということを役割とした研究会が4月から4回開催されました。それに基づいて、調査の考え方をまとめたものを御紹介いたします。

資料は戻っていただきまして、1ページから順番に御紹介させていただきます。評価の対象となる政策は、義務教育段階における不登校の児童生徒に対してとられている支援の関連施策・事業としております。近年の不登校等の子供に対する支援施策の基本的な考え方に簡単に触れますと、まず、効果的な取組を関係機関と連携しながら推進するということが強調されております。さらに、今まで、学校にどうやって戻っていただくかということが中心

に据えられていたこともありましたが、近年は登校という結果のみを目標にするのではなくて、子供自身が自分の進路を主体的に捉えて、社会的に自立するということが、そして、児童生徒自身の最善の利益を最優先にということが確認されてきております。

2 ページを御覧ください。今回評価対象となるのは、主に内閣府、それから文部科学省に関連する施策、そして厚生労働省に関連する施策になります。それぞれ、大綱は御覧のように3 次にあたって改定、確保法に基づく基本指針も策定されておりますが、これらの基本的な考え方が示されてから一定の年数が経過しております。それぞれ大綱や指針に基づく支援が定着しているかどうかという観点から、今まで評価に係る指標が十分に整備されていないこともあって、評価が行われてきていませんでしたので、今回、評価を行おうというものです。

2 ページの下ですが、どのような効果を把握するのかということで、先ほど御紹介しました施策の方向性を踏まえまして、地域において選び得る選択肢の中から、児童生徒一人ひとりにとっての最適な居場所や教育の機会が確保されているかを把握できないかということにしております。

3 ページですが、この観点から、不登校等の子供に対する支援の流れ全体の中で、今回の評価対象の範囲は赤い点線の枠の中の部分としてはどうかとしております。

次の4 ページは、政策効果の把握の手法になります。評価を行うに当たっては、関連支援施策ごとに有効性の観点から、効果の発現状況を把握する上で適切な成果目標が設定されている場合には、その成果目標及びそれに対する実績を把握するということが考えられます。ただし、今回設定しました「児童生徒一人ひとりにとっての最適な居場所や教育の機会が確保されているか。」という効果を把握する上では、今のところ、件数として捉えられているような不登校の児童生徒の数や、相談の件数だけで評価するのは極めて難しいだろうということになりました。

一方で、達成水準を直接測る定量的な指標を、この短い期間で新たに設定することも難しいのではないかとということになりました。そこで、成果指標が設定されていない、又は設定自体が今の段階では難しいという場合にも、「支援のプロセスの中で、個別の取組の効果を把握できるものを積み重ねていくということが、ひいては一人ひとりにとっての最適な居場所や教育機会の確保という成果につながると考えられる。」と整理しております。

そのため、まずは個別の取組の効果をそれぞれ把握すること、それから、アンケートなども活用して、様々な関係者の視点から見て、特に支援者だけではなくて、これは調査設計上

の工夫が必要だと思いますが、児童生徒本人の視点からも調査を行うことを御検討いただくことによって、今、行われている取組だけでは視点として漏れているかもしれないものについても、拾い上げてくることができるとしております。

5 ページに、ロジックモデルとして整理したものを掲載しております。現段階では、最終アウトカムについて指標として設定することが難しいということもございます。そのため、今回は赤い枠の中の間接アウトカムの効果の発現状況について検証するというをやってはどうかとしております。このロジックモデルは、現在の施策の構造を基に作成を試みたものですが、本人を含む様々な関係者を対象に調査をしていくことで、ロジックモデル自体の見直しや、更に現状ではなかなか難しいと考えていますが、最終アウトカムの評価の在り方についても継続的に議論していくべきではないかと考えております。

次の6 ページ以降に、「把握する個別の取組の例とその効果」ということでまとめておりますので、よろしければ順番に御参照ください。改めて後ろのほうも対応して見ていただきながら、少し5 ページの間接アウトカムの構造についてお話ししたいと思います。

まず、1 番上のパートですが、中間アウトカムでいうと、2 番の三つに分けているところです。この三つですが、1 番上のところで極めていろいろな議論がございましたが、「不登校の背景を把握して、支援策のアイデア・視点が整理できる」としてしております。不登校の原因や背景については本当に様々なことがあり、それについても、いろいろと調査研究が進みつつあるという段階です。そのため、それ自体というよりも、そのことについて多角的、多面的な視点から情報収集ができているのか、そして、学校だけでは拾い切れない情報もございますので、その情報について見る努力をして、生徒の状況を網羅的に理解しようということがなされているのかということになります。

そして、中間アウトカム2 番の真ん中、緑色のところです。現在の施策の中でも、「民間団体を含めた関係機関等と連携しながら推進することで未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組」が行われております。なかでも、学校とその他の機関との連携などによって、多様な支援策の検討ができるということを把握するため、2 番目、真ん中に入れております。1 番目に戻りますと、様々な分野について、専門的な知見からの支援策が検討できているとか、それから本人や保護者の状況や考え方についても、支援側の捉え方だけではなくて、本人にとっての最善という観点から、支援策の検討に反映できるようにしているかということも、背景としてみておくべきではないかと整理しています。

2 番のオレンジのパートになりますが、「支援策決定後のフォローアップが行われ、より

適した支援策の再検討ができる」。これは、プロセスとしてケースマネジメントが機能しているかどうか、1回何かを決定したら終わりということではなくて、それが効果的であったのかを見直し、さらに試みる、取組むということが、常にサイクルとして回っているかどうかを意味しているものです。このことは、支援先における、児童生徒への新たな支援実施の要否の判断や支援策の検討、それから、多様な視点に基づいてフォローアップがなされているのかということが基盤として期待される場所ではないかと整理しております。

9ページ以降に研究会における各構成員の御意見の主なものをまとめております。今まで評価が十分にはなされていなかった政策分野になりますので、まずは、今、行われている施策の考え方に即してロジックモデルを設定します。最終アウトカムについては、本人にとっての最適という本人側の視点がなくては見るのが難しい、単に件数だけでは難しいということを入れておりますので、今回の評価を入り口にしながら、全体をより効果的な施策を導き出す上でも活用可能な形で、ロジックモデルの見直しにも役立てていただければということで、全体として議論がなされたところです。

以上です。ありがとうございます。

(岡会長) 堀田専門委員、どうもありがとうございました。

ただいまの御説明について、委員の皆さん、御質問、御意見などはございませんでしょうか。

(前葉委員) 前葉です。

(岡会長) 前葉委員、どうぞお願いします。

(前葉委員) 堀田専門委員ありがとうございました。とてもよく分かる御説明をいただきまして、ありがとうございます。

私ども行政の中にいる者からすると、中間アウトカムで言えば、1番、2番についつい目が行ってしまいがちですが、最終的には3番のどのように受け止められたかというところがとても大切だと思います。そのため、ここまで評価の中で確認をいただくことはとても大事ですし、このようなところがあってこそ、この評価や施策が役に立ったのかということが判断できると思いつつながら、お話を聞かせていただきました。

それで、一つ、ケーススタディーのような御質問ですが、児童生徒側からすれば、不登校の状態になったことへの様々な支援を受けて、このように自分として助かった、ありがたかった、良かった、あるいは何らかの改善の状況に至ることができたということが一番望ましいわけです。逆に、このようにしてもらったら何とかなったのに、そのような支援がなかつ

たので、引き続き不登校のままとか、あるいは、何ら状況が改善されてない場合というのは、どのように今回の意味の中で受け止められるのか、あるいは、どのような評価、評価の評価になるのかということなど、お感じのところがあったらお聞かせ願いたいと思います。よろしく願いいたします。

(岡会長) 堀田専門委員、お願いいたします。

(堀田専門委員) ありがとうございます。現状の取組・施策だけでは、なかなか中間アウトカムでいうところの3番、あるいは、更に最終アウトカムにたどり着いていないということが発見されること自体も、今回の一つの重要な示唆ではないかと思います。今回の調査設計をしてくださっている中でも、本人だけではなくて学校、そして連携先であり得る多様な機関の方々などからお話をお聞きいただくことも、御検討いただけるということであったと思いますので、そういった中で、現状の施策では効果が上がっているものと、なかなか上がりにくいもの、上がっていないものについて、本人の視点からどのような観点での見直しがあるのかということが、出てくると良いのではないかとということを議論いたしました。

(岡会長) ありがとうございます。

(前葉委員) 堀田専門委員、ありがとうございます。よく分かりました。行政が施策を組むときは、どうしてもイメージーションで、恐らくこのようなことをやれば、このように役に立つ、うまくいくのだろうと思って取り組んでしまいます。そのため、評価の中で、その段階でこういうことがあれば、より良かったのにということが明らかになると、恐らく途中での修正もできると思いますし、更に次のステップを考えると、非常に有効だと思います。また、ぜひ制度設計の中でそのようなことも含めて御検討願えれば、大変よろしいのではないかと想着、今のお話を聞かせていただきました。ありがとうございます。

(岡会長) 前葉委員、ありがとうございます。ほかの委員の皆さんいかがでしょうか。田淵委員、どうぞ。

(田淵委員) 堀田専門委員、御説明ありがとうございます。調査の考え方については、よく理解いたしました。

最後にお話しされていた、子供たち本人にとっての最適、ここが非常に重要なポイントだろうと思います。子供たちにとっての最適というのは、子供たちを取り巻く環境によって変化していくもので、これまで実施されていた施策の開始時の最適と、今の最適と同じとは言えない状況だろうと思います。子供たちの視点での最適を整理して、青、緑、オレンジの施

策にとらわれることなく、子供たち本人にとっての最適を下からの積み上げだけではなくて、上から展開するロジックモデルも活用して、これまでの施策、取組とのギャップを見てみるといったことも非常に有効ではないかと思えます。

今回、子供たちへのアンケートを実施されるということですので、ぜひ子供たちの声を基に上からのロジックも整理をしていただいて、改善点、方向性等を検討していただくと良いのではないかと思えます。

以上です。

(岡会長) 森田委員、お願いいたします。

(森田会長代理) 続けて御質問させていただきます。不登校に対する問題というのは非常に重要だと思います。また、不登校を減らすということだけではなくて、子供たち一人ひとりにとって最適な居場所を作ること、アウトカムの最終的な目標と言いましょか、そういう形の視点に置いたということは、大変重要なことではないかと思っております。これは、これまでの教育の在り方について、深く考えるきっかけにもなり得るかと思っております。

ただ、別な観点から言いますと、どのような形での教育が望ましいのかという原点の問題に立ち返った場合に、不登校の何が問題であったのかというところが、改めて疑問になってくるように思います。どういうことかと言いますと、昨年からコロナ関係でオンラインの授業が多くなってから、不登校という概念自体の意味が、かなり変わってきたのではないかとも言われ出している。要するに、学校に来なくても勉強ができると、そういう環境が作られれば良いのではないかということになった場合に、そもそも不登校の問題とは、何を解決すべきなのかということについて、もう少し掘り下げて考える必要が出てくるのではないかと思えますが、その辺りについての議論はされたのでしょうか。

(岡会長) ありがとうございます。堀田専門委員、何かコメントあったらお願いします。

(堀田専門委員) ありがとうございます。今、御指摘の点ですが、二つお話しさせていただきます。

まず、一つ目は、最終アウトカムのところについて随分議論がございました。最後に議論になったのは、「最適な」というのを入れるかどうかということです。「最適な」というのは、先ほどの田淵委員からの御指摘にもありましたが、一人ひとり異なる上、時代、社会環境とともに変わり得るものでもありますので、ここについての議論がかなりございました。しか

し、逆にこれを常に問い続けていく必要があるのではないかというメッセージも込めて、「最適な」という、評価としては極めて難しくなりますが、これを置いたという経緯がございます。

実は、そのことは先ほど森田委員が御指摘くださいました、不登校とは何が問題だとみなすのかということところにも、我々は関連しているのではないかと考えています。学校に戻っていただくことを目標にするのではないとして、しかし、一人ひとりにとって成長の機会、それから経験の幅、人とのつながりの可能性というものが知らないうちに阻害されていくことがないように、将来的に社会的な自立を図っていくという側面から、一人ひとりの児童生徒の人とのつながり、経験の機会、成長の機会や、そのための居場所の確保がどのように行われていく必要があるのか、どうやってそれが本人に伝わるようにしていくことができるのかを問う必要があるのではないかといった議論がございました。

以上です。

(森田会長代理) ありがとうございます。

(岡会長) ありがとうございました。ほかの委員の方はいかがでしょうか。

(横田臨時委員) 横田、よろしいでしょうか。

(岡会長) はい。

(横田臨時委員) ありがとうございます。横田です。

私は意見中心になりますが、まず、教育機会の確保がキーワードに置かれているのは非常に分かりやすく、納得感がありました。これまでの御意見と重なりますが、最終アウトカムが、最終的に検討されていくのは非常に重要だと思います。関係機関が、プレーヤーがたくさんいると、最終的な数字で見てインとアウトが共通認識で持てるということが大事なので、この調査を通じて最適なアウトカムの検討に繋がっていくことを期待しています。

最後に、地方公共団体が提供する支援策のバリエーションについて、調査を経てマッピングなどができて、地方公共団体ごとにどこが歯抜けになっているのかというのが見やすいものになれば、追加検討策も考えやすいのではないかと思います。ぜひ多様なバリエーションが見える化されると良いと思いました。

以上です。

(岡会長) 何かコメントございますか。

(岩崎委員) 岩崎です。よろしいでしょうか。

(岡会長) どうぞ。

(岩崎委員) 堀田専門委員、どうもありがとうございました。非常に限られた時間で、これだけの課題が非常に明確になりました。大変示唆に富む結果であると思います。不登校やひきこもりの問題は、皆様がおっしゃるように、非常にセンシティブな社会問題であり、政策評価の実効性の追求に関しては難しさを伴う一方で、成果に結ぶことができるとすれば、大変有意義であると思います。今後、こうした児童を増やさないような、社会的包摂をしていく予防措置として、個人情報観点も検討が必要かと思われませんが、デジタルを活用して、同じ問題を抱える教育機関や地方公共団体、支援センターとの情報やデータの共有を行い、より早い段階で課題解決に繋がるような仕組み作りも必要ではないかと思いました。

以上です。

(岡会長) ありがとうございました。堀田専門委員、コメントがあったらお願いします。

(堀田専門委員) 横田委員、岩崎委員、御指摘ありがとうございます。研究会の中でも、それぞれどのような施策が行われているのか、状況によって様々であり、地域のリソースもまた様々とは思いますが、それでも実態を見るだけではなくて、何らかグッドプラクティスとしてもまとめていけると良いのではないかと御意見が出ておりました。

それから、二つ目のそれぞれの地域の中で、あるいは地域を越えて学び合えるような、多面的な情報収集や連携に役立つような情報基盤の活用については、一定の議論がございました。そのため、そのような観点でも調査がなされることを期待したいと思っております。

以上です。

(岡会長) ありがとうございました。ほかの委員、いかがでしょう。

(田辺臨時委員) 田辺です。

(岡会長) 田辺臨時委員。

(田辺臨時委員) 一つは、これは、対象はどこまでなのでしょう。児童生徒というから小中学校かと思いますが、例えば高校等を含むのか。高校になると、ひきこもり、不登校というよりは退学してしまうので、そのようなものも視野に入れているのかという対象の限定が1点目です。

それから、2点目はどこで捉えるのかということです。基本は、アウトプットのところは様々なケースを見ていくのだらうと思いますが、様々な主体が絡む場合、ケース記録がどこにもない可能性があります。例えば、児童虐待であれば、児童相談所に行けばケースの類型があって、児童相談所ごとかなりばらばらですが、取りあえず追える。それから生活保護の

場合も、福祉事務所に行けば取りあえず追えますが、不登校、ひきこもりに関するケース記録というのは、どこに行けばあるのでしょうか。これでコンプリートとは言いませんが、かなり包括しているものがないと、関わっているいろいろな主体が何も記録を残していないという最悪の場合も考えられますので、その把握をどうするのかというのが2番目でありませぬ。

それから、3番目はアウトカムのところ、なかなか難しいというのはそのとおりだと思います。昔、子供の離婚訴訟のときに言われた言葉として「best interests of the child」という言葉がありまして、要するに、「子供の最大の利益のために」と。恐らく、それが達成されているか否かということが、アウトカムを見ていくということだと思いますが、それを指標化するの少し現実的ではないと。今の段階で御判断されたことに関してはそうだろうということだす。

以上、3点ほどコメントです。

(岡会長) 田辺臨時委員、ありがとうございました。堀田専門委員、何かコメントありましたらお願いいたします。

(堀田専門委員) ありがとうございます。3点目は御意見と認識しまして、2点目は事務局で調査の設計というところでお答えいただいたほうが良いかと思ひます。私は1点目、今回の政策評価ですが、義務教育段階ということで、15歳までを対象にしておりますとお答えさせていただきます。

2点目、もしよろしければ事務局いかがでしょうか。

(岡会長) 事務局、どうでしょうか。

(高角評価監視官) それでは、事務局からお答えいたします。担当監視官の高角です。

不登校に関する記録がどこにあるのかというご質問については、不登校ですので、まずは学校からアプローチしていくのだろうと考えております。ただ、御指摘のように、必ずしも学校で把握し切れていない部分もあるかもしれません。そこは、ほかの支援機関も併せて調査をいたしますので、そちらからのアプローチも可能ではないか等々、工夫をしてみたいと思ひます。

(岡会長) ありがとうございます。

大分活発な御議論をいただきました。予定の時間が迫っておりますので、最初のテーマについてはここで終わらせたいと思ひます。関係者の皆さんありがとうございました。企画や設計の段階から有識者の知見を取り入れていくことは、評価の内容を充実させるために重

要なことだと思えます。本日の御議論を今後の調査に生かしていただきたくことを期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、二つ目は、「火山防災対策に関する行政評価・監視」についてです。本件は、調査の対象とする施策の特性を踏まえ、調査プロセスを工夫した例だと聞いております。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(黒田評価監視官) 復興、国交担当をしております、黒田と言います。よろしくお願いいたします。

それでは、資料1-2に基づいて御説明させていただきます。火山防災対策に関する行政評価・監視は、令和2年度から調査を実施しております。こちらの調査につきましては、平成26年の御嶽山の噴火で、一般の登山客がかなり被害を受けたということがありまして、活火山法の改正が平成27年に行われまして、そちらで定められた取組状況について調査しております。平成27年に改正されてから、全国的に見ても、市町村の取組状況は必ずしも十分に進捗していないということもありますので、今の実態、都道府県、市町村での取組状況について調査しております。

今回、審議会の提言を踏まえた取組ということで、この調査の特徴について簡単に御説明させていただきます。資料の左下、オレンジ色で塗ったところの1に、新たな調査のバリエーションということで記載しております。通常、行政評価・監視は全国一斉に、全国の山々を調査するというのが一般的です。ただ、火山防災については、火山の特性や地域性を十分踏まえた調査にする必要があるということで、今回は数火山ずつ調査をしていくことで対応しております。今回、第1弾の試みとしまして、北海道の大雪山、九州の霧島山を対象にしております。こちらは御存知のとおり、一般の観光客の登山者が多いことから、御嶽山の噴火の対策として、どのようなことが行われているかというところをしっかりと見てみたいということで、まずは2火山をピックアップして調査を開始しております。

特徴の二つ目としまして、地域単位での調査結果の速やかな公表ということで、九州管区で分かった調査結果について、現地で公表しております。後ほど九州管区より公表内容については説明させていただきたいと思っておりますが、現時点で分かったことについて取りまとめて公表するというのを、試行的に開始いたしました。それと、下の黒ダイヤで記載しておりますが、今後も他の火山について調査する予定です。第1弾で分かりました現場の声や課題、調査開始前には分からなかった課題も見えてきておりますので、調査事項の重点化や問題意識の掘り下げを行って、調査の熟度を上げていきたいと思っております。

最後ですが、調査の途中であっても、具体的には内閣府防災や各府省の担当者と、現時点で分かっている内容につきまして意見交換等をしておりまして、その意見交換を通じて、早めに改善が図られるのであれば、改善を図っていくということも積極的に取り組んでいきたいと思っております。

引き続きまして、九州管区行政評価局から評価監視部長の今住が参加しておりますので、今住より九州管区での公表内容について、説明させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

(今住評価監視部長) 九州管区の今住と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

九州管区では、霧島山の防災対策につきまして調査を行い、その結果を先週の7月15日に公表いたしました。

では、調査結果に入ります前に、霧島山の特性につきまして少し説明させていただきます。資料1-3を御覧ください。霧島山は、それ自体が単体の火山というわけではなく、20を超える火山の総称となっております。様々なタイプの火山があるということで、火山の陳列所とも呼ばれております。そのうち噴火が想定される火口としまして、新燃岳、御鉢、硫黄山、大幡池の四つがございます、下の地図の赤丸が付してあるところに当たります。霧島山につきましては、国立公園に指定されていることもあり、登山者のみならず、観光客の利用者も非常に多い山です。

続きまして、調査結果の中身に入らせていただきます。資料1-4、参考1を御覧ください。最初に、避難計画の作成状況についてです。この計画は、平成27年の法律改正により、噴火警戒レベルが設定、運用されている火山につきまして、県、市町村、それから気象台などの関係機関が火山防災協議会を設置しまして、その協議会が火山ごとの避難計画を作成し、それを受けて、各市町村がそれぞれの避難計画を作成することが義務付けられているものです。

表を御覧いただきますと、先ほど申しました四つの火口ごとに、協議会と市町村の避難計画の作成状況を整理しております。おおむね作成済みとなっておりますが、表の1番下、大幡池が未作成となっております。これにつきましては、噴火警戒レベルの運用が、今年の3月から開始されたばかりということで、現在、それを受けて計画の作成が進められている段階です。

次に、避難計画の関連で、今回把握できました特徴的なこととしまして、まず、表の1番上の新燃岳ですが、こちらは作成年度が平成23年になっております。これは、新燃岳が平成

23年1月に噴火したことを契機としまして、当時はまだ法律改正前で、計画作成は義務ではございませんでした。その中で自主的、かつ積極的に計画作成が行われたことが特徴の一つかと思います。もう一つは、そのページの1番下の丸、最近の取組というところで記載しておりますが、平成30年4月に新燃岳と硫黄山がほぼ同時に噴火しております。それを受けて、火山防災協議会が、複数の火山が同時に噴火した際の基本的な考え方というものを作成しております。これも四つの火口を有する霧島山ならではの特徴的な取組と言えるのではないかと思います。

続きまして、次のページです。避難促進施設の指定状況ということで、市町村は不特定多数の者が利用する観光施設などを避難促進施設として指定しまして、指定された施設は避難促進計画の作成などを行うこととされております。昨年12月の調査日時点で、市町村が指定の対象としていました施設は20施設です。その中で、17施設、約8割が既に指定に至っております。そのようなことから指定への取組は進んでいると捉えられるのではないかと考えております。一方で、指定されていない3施設ですが、これは指定されることで風評被害が起こったりすることを懸念する施設側の理解が得られないということ、また、市町村の体制に問題があって、なかなか指定に向けた説明等が十分に行われていないといったことが課題として挙げられております。

更に進みまして、次のページです。ここには、シェルター等の避難施設の整備状況について表にしております。整備状況をみますと、シェルターが7施設、噴石などがあつた場合の防護機能を備えた休憩所が5施設整備されております。これも先ほど申しましたとおり、平成23年1月に新燃岳が噴火したことを契機としまして、順次、整備が進められております。ただ、霧島山は国立公園ということもありまして、環境省や土地所有者、県など、関係機関との調整に時間がかかっていたり、設置主体を誰にするか、費用負担をどうするか、そのような調整にも時間を要しているということで、なかなか一気に整備が進むという状況にはなっていません。

以上が、今回の調査結果の説明となりますが、この調査結果につきましては、市町村にも事前に内容を確認していただきました。市町村の中には、早めに調査結果を整理して、所管府省に情報を提供し、所管府省による支援策の検討などに、少しでも早く結び付けてもらえるのであれば、非常に有意義な取組ではないかとの御意見をいただいております。そのようなこともあり、今回の調査の現地公表につきましては、市町村からも総じて好意的に受け止めていただいている状況です。

説明は以上です。

(岡会長) 黒田評価監視官、今住評価監視部長、ありがとうございました。

ただいまの御説明に対しての御質問、御意見いかがでございましょうか。

(薄井委員) 薄井です。

(岡会長) 薄井委員、どうぞ。

(薄井委員) 岡会長、ありがとうございます。この調査の内容を伺って、大変刺激的な調査として高く評価したいと思うのです。3点、申し上げます。この調査そのものが、ある種問題を発見する、問題発見型の新しい行政評価ではないかと感じました。

1点目は、冒頭の御説明でもあり、住民や登山者等ということで、住民という部分が非常に重要だと思います。住民の安全安心、更には具体的な発災時における避難までという具体的な施策を通じて、一連のインプリケーションを設けることができるだろうと。2番目に、全国で49火山ということですが、その中には県域をまたぐものも多く、九州管区行政評価局が取り上げるという合理性、妥当性が極めて高いと思います。広域的な防災対策、あるいは防災体制というのは、どうしても我が国では不可欠だと思うので、そういう点での示唆もあるだろうと思います。3番目に、各府省の横断性という点でも、あるいは市町村との連携という点でも、先ほど今住評価監視部長から御説明があったとおり、非常に期待されていると。その3点において、大変刺激的で良い調査だと思います。

そういった中で一つだけ要望ですが、文字どおり裾野の広いテーマなので、あまり小さくまとまることなく、できるだけ問題点や、今後の想定される論点をあぶり出していただいて、それをマスコミも含めて十分に世に知らしめていただけたら良いのではないかと感じました。

以上です。ありがとうございました。

(岡会長) ありがとうございました。

(牛尾委員) 牛尾です。

(岡会長) どうぞ、牛尾委員。

(牛尾委員) 意見を述べさせていただきます。

今回は全国一斉ということにこだわらないで、非常に迅速に、かつ重点的にこうした調査をしてくださるということは、とても素晴らしいことだと思います。私がいる東北も火山がたくさんありますし、これから夏休みに入るということで観光客の方にも、これは非常に良い情報提供になると思います。少し引っかけたのが、参考3のシェルターの整備について

で、国立公園内にあるために土地に関する関係機関の協議が非常に煩雑になって、なかなかシェルターの整備が進まないということがありました。例えば、今回は九州管区が、こうした調査をしてくださったのですが、ほかの管区でも調査が進むにつれて、関係機関の煩雑な協議をもっと簡便化して、施設を迅速に設置できるようにしたほうが良いのではないかと、いう提言にまで結び付けば、非常に良いなと思います。今後、総務省本省と、それから管区でもコミュニケーションを取られて、ぜひ調査を進めていただきたいと思います。

以上です。

(岡会長) ありがとうございます。今住評価監視部長、何かコメントございましたらお願いします。

(今住評価監視部長) 私どもとしまして、今後の火山防災対策の調査において、霧島山以外の九州の火山が調査対象とされた上で、我々が調査を担当することになり、また、ただ今の御意見を本省が調査項目に取り入れるということになれば、本省とも連携しながら、九州管区でも調査させていただきたいと思います。本省としては、黒田監視官いかがでしょうか。

(黒田評価監視官) 黒田です。いただいた御意見は本当に過分な御評価かとは思いますが、我々も県をまたいだり、登山者だけではなくて、住民も含めてどのような対策が打たれているかや、各府省横断的、我々行政評価局がやるからこそということを狙って実施していきたいと思っております。

それと、シェルターの関係につきましても、今、課題としてそのような声が上がってきておりますので、第2弾や第3弾で調べるときに同じようなことが起こっていないのか、本当に長期間かかっているところにどのような要因があるのかを、しっかり調べてまとめていきたいと思っております。どうもありがとうございます。

(岡会長) ありがとうございます。ほかの委員の方、いかがでしょうか。

(岩崎委員) 岩崎です。よろしいでしょうか。

(岡会長) はい。

(岩崎委員) 御説明どうもありがとうございました。災害対策の一環として非常に重要な調査だと思います。全国49ある火山の中から調査対象を絞って調査し、行政評価・監視することは、スピードの観点からも評価できると思います。

若干、3点ほどコメントさせていただきたいと思っております。一つは、参考2の市町村の声にあるように、地方公共団体によっては、防災並びに火山の担当者が不足しているのではない

かと考えます。専任の防災担当を設置するには、人材や予算の問題があるかもしれませんが、被害が想定される地方公共団体には、BCPの見直しと同時に、特にデジタルソリューションを活用することによって、人とデジタルの作業のすみ分けを行うのも一考かと思います。例えば、国土交通省の3Dデジタル地図のPLATEAUがあるのですが、これは全国の56都市の都市データが無料公開されていて、人の流れのデータなどを重ねて防災地図の作成に生かせるメリットがあるということです。こうしたソリューションを今後、災害地域に広げていただくことや、デジタルツインといった先端技術を活用し、シミュレーションを災害対策に活かしていくことは、有効かと思います。

次に被害が想定されるケースは居住者、そして非居住者に区分できます。非居住者には仕事関係者や登山客、観光客などが想定されますが、その中でも外国人を含めて、特に登山客は情報弱者の部類に入ると思います。入山管理記録、災害情報などの登山アプリの導入など、スマホで情報発信を行って、自然災害の予防策としても検討の余地があるかと思います。

三つ目に、避難計画についてですが、今回、コロナ感染症が拡大する中で、感染対策を講じながら避難計画を構築することが求められると思います。今後は複合災害対策を視点に、多面的かつ関連する広域の地方公共団体で、ぜひ連携、情報共有できる計画の策定に期待したいと思います。

以上です。

(岡会長) ありがとうございます。今、御意見、3点いただきましたが、事務局、黒田評価監視官、若しくは今住評価監視部長、何かコメントございますか。

(黒田評価監視官) 黒田よりコメントさせていただきたいと思います。

当然、行政が進める上でのICTの活用の仕方、あと情報弱者への情報提供など、いろいろな側面でのICTの活用というのが、現在もアプリで情報提供したりと結構進んでおりますので、今後、そういったところの取組についても、しっかり見ていきたいと思っております。ただ、今の時点では、なかなかそのようなICTの活用というところが見えないものですから、もう少し対象を広げていく中で、どのようなものがあるかというところも見ていきたいと思っております。どうもありがとうございます。

また、コロナの関係についても、調査開始の時点でその影響等も調べていきたいと思っておりますが、どのような影響があるかというところも、少し対象を広げていく中でしっかり頭に入れて対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。どうもありがとうございます。

(岩崎委員) ありがとうございます。

(岡会長) どうもありがとうございます。ほかの委員いかがでしょうか。

(田淵委員) 田淵です。よろしいでしょうか。

(岡会長) はい。

(田淵委員) 御説明ありがとうございます。今、委員からも情報提供やICTの活用ということのお話がありましたが、私は調査結果の公表についてコメントさせていただきたいと思います。

避難促進施設について、未指定の施設が3施設あるということですが、事前の御説明によりますと、風評被害への懸念によって施設側の理解が得られていないということであったかと思います。そうした風評被害を払拭する手段として、調査結果を、地方公共団体や関係機関だけではなくて、住民の皆さんや登山者の皆さん、観光客の皆さんへの情報発信ツールとして積極的に活用していかれると良いのではないかと思います。

7月15日に調査結果の第1弾を公表されていたかと思いますが、もう少し、住民の方や登山者、観光客の皆さんに届くような形で、今後、公表の仕方を検討されると、この調査の結果が生きてくるのではないかと思います。

以上です。

(岡会長) ありがとうございます。今住評価監視部長、何かコメントございますか。

(今住評価監視部長) 公表につきましては、当局でもペーパーでの公表に加えまして、ホームページへの掲載ということには取り組んでおりますが、御意見も踏まえまして、今後の調査結果の公表の在り方について、検討してまいりたいと思っております。

(岡会長) ありがとうございます。ほかの委員、何かございますか。

(横田臨時委員) 1点だけよろしいですか。横田です。

(岡会長) 横田臨時委員、どうぞ。

(横田臨時委員) ありがとうございます。本当にスモールスタートで調査が始まっていることがすごく価値があるというのを理解でき、ありがとうございます。協議会形式で理解もきちんと共有できるのは良い点ですが、議論がスタックしてしまうケースも出てくるかと思います。今回、法律がかち合う部分は府省間で早めに協議をしていただくとして、それでも残る調整ごとを誰がリードしていくのかと、リーダーシップを最終的に誰が取っていくのか、どうしていけば効率的に物事が決まっていくのかということも調査の過程で見えていけば良いと感じました。

以上です。

(岡会長) ありがとうございます。黒田評価監視官、何かコメントありますか。

(黒田評価監視官) 横田臨時委員、ありがとうございます。おっしゃるとおり、九州の報告では参考3もありましたが、シェルターの整備については、整備に係る関係者の調整が困難と。誰が調整したら良いかというのがよく見えなくなることもあるようですので、そういった課題も第2弾の調査をしていく中で、しっかり見ていきたいと思います。どうもありがとうございます。

(岡会長) ありがとうございました。

それでは、予定の時間になりましたので、このテーマについては以上とさせていただきます。関係者の皆さん、ありがとうございました。施策の特性に応じて調査を柔軟に行うことは、まさに提言で求めていることだと思います。本日の御議論を今後の調査に生かしていただきたいと思います。

三つ目は、「マンションの適正な管理の維持等に関する調査」についてです。本件は、関東管区行政評価局が自ら企画した調査であり、調査結果がユーザーに活用された事例だと聞いております。ユーザーである板橋区役所と繋いでおりますので、実情もお伺いしたいと思います。

それでは、ここからは議事進行をしばらく事務局にお任せしますので、よろしくお願ひします。

(中山地方業務室長) 地方業務室長の中山と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

これから御紹介いたします、マンションの適正管理の推進に関する調査につきましては、関東管区行政評価局が令和2年1月より調査を開始しまして、10月に結果を公表させていただきました。御提言をいただく前に取り組ませていただいた調査ですが、調査の途中において、マンション管理士会の御協力を得て事例の収集分析をさせていただいたり、調査終了後につきましては、関係団体や国土交通省から調査結果の説明を求められたり、あるいは分析の際に集めましたデータの提供を求められたりと、まさに御提言でいただきました役に立つ評価、特にユーザーや、そのニーズを重視した調査ということで、今後の取組の参考になるのではないかとということで御紹介させていただきたいと思います。

本日は、調査を担当いたしました関東管区行政評価局の担当者から、まず御説明をさせていただき、その後、調査に御協力いただきました板橋区役所の皆様から、本調査の受け止め

や板橋区でのお取組について御説明いただこうと思っております。まずは、関東管区行政評価局の山田監視官から御説明をさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

(山田評価監視官) こんにちは。関東管区行政評価局評価監視官の山田と申します。

(佐々木主任行政相談官) この調査を当時、担当いたしました。現在は栃木行政監視行政相談センターの佐々木と申します。よろしく願いいたします。

(山田評価監視官) 本日はこの政策評価審議会におきまして、マンションの調査を取り上げていただき、大変ありがとうございます。今回の調査は、実際に住民が本当に困っていて、それに対して、板橋区役所など、地方公共団体の皆様がいろいろ熱心に取り組んでおられるということを調査したものです。その結果を、我々が関係団体、それから国土交通省にもお届けしまして、改善を進めていくことに結び付いたものです。

もちろんマンションの調査というのは、過去にも北海道から九州まで、同じような調査を行っております。ただ、その際には、関東管区もそうですが、マンション管理業者、マンション管理士会の取組状況が中心でございました。しかしながら、実際にマンションに住んでいる人たちが作られている管理団体は、いろいろな面で困っています。それを板橋区役所のように熱心に取り組んでいるという事例を中心に紹介させていただきました。

本日は本調査に御協力いただきました板橋区役所の皆様から、そのときの感想、そして今までの取組状況も併せて御紹介したいと思っております。それでは、板橋区役所の皆様、よろしく願いいたします。

(宮村住宅政策課長) 板橋区住宅政策課長の宮村です。本日はよろしく願いいたします。

それでは、まず、資料1-6を御用意ください。板橋区における分譲マンションの適正管理への取組について御報告いたします。

資料1-6の2ページを御覧ください。戸建て住宅は電気、ガス、水道、下水道といった社会インフラを行政や公営企業が整備、維持管理しています。道路もそれぞれの道路管理者が管理しています。これらのインフラはマンションに置き換えることができ、例えば、マンションの共用部分の通路は道路に、給水設備は水道に置き換えられています。マンションには、共用部分の通路は道路に、給水設備は水道に置き換えられ、マンションにはこれらの社会インフラが全て建物や敷地に設けられ、多くの人々が生活しています。これらのことからマンションは一つの町として位置付けられると考えております。マンションという個人資

産の町を、管理組合がマンション自らを管理することになるため、必然として、そこには多くの問題が発生します。

3 ページを御覧ください。マンションの住民及び管理組合は、これらの問題を解決し、乗り越えていかなければなりません。そこで、板橋区はマンションの適切な維持管理、及び居住者と地域とのコミュニティ形成の推進などを目的として、東京都板橋区良質なマンションの管理等の推進に関する条例を制定しました。それでは、ここから条例に基づく板橋区の取組について、担当より御説明いたします。よろしくお願いいたします。

(杉田住宅政策課主査) 板橋区住宅政策課、杉田と申します。

板橋区では、マンション施策は私と富岡、神保、この3人で担当させていただいております。よろしくお願いいたします。

それでは、これから条例に基づく取組について御説明いたします。板橋区におきましても、マンション管理について様々な相談が寄せられるようになりました。例えば、居住者の高齢化で管理ができなくて困っている。役員の成り手が少なくなって困る。管理組合活動に無関心な居住者が多くて困っている。それから、通常の修理や大規模修繕の負担が大きい。これらのことから、マンションの居住者の高齢化、それからマンションの経年による老朽化、管理資金の不足が大きな問題となっております。また、比較的築年数の浅いマンションにおいても、既に予備軍になっているような兆候も見られまして、これらについても注意が必要なのではないかという状態が見られます。

このことに、前段に申し上げましたとおり、インフラを含めたマンションという形の町を管理しなければいけない、管理組合がこれらを管理しなければいけないということ、それから、様々な問題を解決しなければいけないという負担が管理を複雑化させております。一方で、マンションのメリットは立地が良いとか、セキュリティが良いとか、日当たり、眺望が良い、バリアフリーな生活ができるということで、区民の皆様方はこれを選択して住まわれているのではないかと思います。しかしながら、快適な生活ができるマンションにおいて、実際は様々な問題の中で暮らしているというのが現状ではないかと思います。買ったは、又は住んだら非常に大変であったという思いの区民の方が、多くいらっしゃるのではないかと思います。

4 ページを御覧ください。住宅・土地統計調査においては、板橋区に分譲マンションと思われる戸数は6万7,040戸となっておりますが、実は板橋区を始め、行政ではマンションの数や位置、管理の実態は把握できていないというのが現状です。そこで、板橋区は東京都板

橋区良質なマンションの管理等の推進に関する条例を制定いたしまして、平成30年7月1日に施行いたしました。条例では、マンションの管理状況届を提出していただくように義務付けております。条例に基づいて届出をいただくことは、いわゆるマンションの住民登録と同じ位置付けと考えておりまして、お届けいただくと、行政サービスが開始されるというイメージで捉えていただければと思います。条例では、主に板橋区が管理状況の把握をする、それから管理組合の合意形成を容易にする、それから適正な管理を向上させる、それからコミュニティを推進する、最後にマンションの防災も含めた危機管理を推進するなどから構成をされております。

次に、5ページを御覧ください。条例の施行と同時に実態調査を実施いたしまして、区内全ての分譲マンションの所在や実態を把握いたしました。現在、1,793棟をマンションとして把握しておりまして、条例に基づく届出は1,060棟、複数棟お持ちの管理組合がございますので、973管理組合となっております。

次に、6ページを御覧ください。板橋区におけるマンション適正管理の支援としては、この資料のとおりとなっております。まずは管理状況の把握、それから管理実態の把握、適正管理のための支援という流れで行っております。まず、条例に基づくマンション管理状況届により、管理状況を把握させていただきます。それによって届出内容を確認させていただいて、板橋区が管理不全と思われるマンションへ調査に伺います。また、調査によらず、御相談をいただきますと、これも一旦、マンションへ区の職員が訪問させていただいております。ここで管理規約や管理状況の聞き取り調査、それから併せて、せっかく訪問させていただいておりますので、建物や設備の状況も見させていただいて、把握をしてまいります。把握をした上で、管理組合の方、それから理事長と御相談をしまして、これから先は7ページにあるような様々なメニュー、それから連携体制の中からベストな方法を提案して、適正管理に向けて進めてまいります。

8ページを御覧ください。ここが具体的な事例ということで、二つ御紹介申し上げております。一つが築42年、13戸の小規模マンションです。これは届出から管理不全ということが分かりましたので、訪問調査をさせていただいて、うまく理事長と交流することができました。それで、調べてみますと、現状としては地上8階建て、国道に面しており非常に立地は良いのですが、駐輪場、バイク置場等もなく、店舗が1店舗併設されておりました。内情を見ますと、管理規約の原本は所在不明です。それから、改正されたという規約は持分記載もなく不備な状態。それから1階の店舗は何と当初から管理組合に参加していないと。住宅部

門だけの管理組合で、それで現在は第三者が所有。それから敷地が、これも困ったことに3筆に分かれておりまして、共有地は1筆のみで、ほかの2筆は違う方の所有になっていましたということで、これもその後、マンション管理士にいろいろお願いして調べたところ、使用貸借ということです。借りているだけ、借地権ではないということが分かりました。それから管理費会計と積立金会計が区分されていない経理状態ということで、ここは大変だということになりまして、その後、マンション管理士に入っただいて、現在、コンサル契約を結んで、一つ一つひもを解いていくような形で対処しております。マンション管理士から、状況報告をその都度聞きながら対応しております。

それから、もう一つのケースです。これは比較的築浅、築10年150戸の、一見すばらしいマンションです。それで訪問してみましたら、エントランスのラウンジでコーヒーとパンが出てくる、コンシェルジュがおり、宅配便の受け取りなどもできるということです。ただ、買ったときに修繕積立金が非常に低く設定されていたことが問題です。販売業者、分譲業者は、お買い求めしやすくしましたということですが、そのままの低い状態で来てしまいました。築10年で、11年目、12年目ぐらいで第1回の大規模修繕を迎えますが、何と借入を起こさなければいけないような状態ということで、このときの理事長が気がついて区に御相談をいただいたものです。これは御相談をいただいてから、訪問をさせていただいたケースです。この点で困ったのが、私どもも、私どもが訪問したり、マンション管理士が説明に行ったりはしたのですが、理事長が交代とともに、マンションから音信不通になってしまったということで、無理やりこちらも乗り込んでいくわけにいかない状態なものですから、その後の様子を見ているという状況です。これも、このままいくと予備軍ということです。

以上で、簡単ではございますが、報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(岡会長) ありがとうございました。

ただいまの御説明についての御意見、御質問をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(薄井委員) 薄井です。よろしいでしょうか。

(岡会長) どうぞ。

(薄井委員) 御説明ありがとうございます。少し辛口のコメントを差し上げたいと思います。

本件の調査を聞いて、この調査の妥当性については十分分かりました。ただ、初めの問題

提起として重要なのは、地方公共団体における住宅政策、その全体の中でのマンション管理の問題という位置付けだと思います。すなわち、釈迦に説法ですけども、地方公共団体における住宅政策と言ってもいろいろありますよね。例えば公的住宅の供給、あるいは、空き家対策、これも喫緊の課題です。さらに、今回のようなマンション管理の問題があると。公的住宅の供給は地方公共団体そのものの問題ですし、空き家対策は、いわゆる私権の制限等の問題で公権力との在り方が問われると。それに対して、マンションの問題というのは、供給自体は民間ですから、本来は民間が適切な管理運営をすべきだと。それについて、公的な主体はどこまで関与するかという問題があると思うのです。

そのような全体的な住宅政策の体系の中で、なぜ今、我々がこれを取り入れなければいけないのかということについては、きちんとした論点の提示が必要なのだらうと考えます。結論的に言えば、私なりの整理をすれば、この問題というのは国、東京都、そして板橋区という基礎的地方公共団体がある。この縦系の政策実施体制が必ずしもうまく機能していないと。それを今回、マンションの管理という問題からきちんと問題提起をしている。そこに本件の意義があるのではないか。すなわち、マンション管理そのものということよりも、むしろマンション管理を通じて、縦系の政策体系についての問題提起を行うという位置付けではないかというのが私の整理です。ただ、これについてはいろいろ反論があると思うので、事務局及び現場で苦労されている板橋区役所の皆様は、そのようなことはないというのであれば、遠慮なく御意見を伺いたいと思います。

ありがとうございます。以上です。

(岡会長) ありがとうございます。どうでしょうか。事務局、若しくは板橋区役所の皆さん、今のお話に対するコメントがあればお願いいたします。

(山田評価監視官) それでは、関東管区の山田よりお答えさせていただきます。

まさにおっしゃるとおりだと思います。それで、マンションの条例ができたのが、確か豊島区が平成25年、板橋区が30年、まず地方公共団体が先に取り組んで、それでようやく東京都も2年前に条例を作って、昨年取り掛かり始めた。まさに薄井委員がおっしゃるように、国はどうしているのかということになりますと、昨年6月に出した改正なのです。そういったことで、まず取っかかりが慎重であったというところでも、地方公共団体は区民、あるいは住民から何とかしてほしいということで相談されるので、まず取り組まなくてはいけないというところから始まっているような気がします。そのため、我々も薄井委員がおっしゃるように、まず、そのことがどのように困っているのか、そういったことに着目して

いきたいと思っております。ありがとうございます。

(岡会長) ありがとうございます。ほかの委員、いかがでしょうか。事務局、どうぞ。

(中山地方業務室長) 地方業務室長の中山です。今、山田監視官から話があったとおりでありますが、まさに薄井委員から御指摘をいただきましたように、本調査の意味につきましては、実際に今回のケース、中には住民生活に近い区から始まって、都、国へと進んでいったということで、まさに御指摘いただいたように、縦系の政策プロセスがうまくいっていなかった例を浮かび上がらせたということで、行政評価局の調査としては意義があったのではないかと思っております。

今後こうした調査を取り組んでいけるように努めてまいりたいと思います。どうもありがとうございました。

(薄井委員) 一言だけ申し上げます。山田評価監視官、佐々木主任行政相談官、そして宮村住宅政策課長に、大変良い調査をしていただいたがゆえに、論点が明確に浮かび上がったと考えていますので、本件そのものについては、私は高い評価をしています。ただ、世に訴えるときに、なぜこれを今取り上げるのかという点については、少しプレゼンの仕方を工夫したほうが良いのではないかと、そういう参考にしていただければということです。どうもありがとうございました。

(岡会長) ありがとうございました。ほかの委員の方、いかがでしょうか。

(牛尾委員) 牛尾です。

(岡会長) どうぞ、牛尾委員。

(牛尾委員) 今回、先ほど九州管区の調査、それから関東管区の調査、そして板橋区役所、お忙しい中でいろいろ調査していただきましたが、私ども政策評価審議会という国のレベルで議論はしていますが、私は審議会では何度か言っているのですが、現場が大事だと思っているのです。今回は現場をうまく取り込んだ形、あるいは現場にうまく活用、利用していただいた形の調査としては、良い調査だと私は評価しております。

このような調査が、総務省ができる調査なのではないかと、各地方公共団体との協力、それから各管区の方との協力で立体的、あるいは深掘りできる調査ができると。こういう部分をこれからも大事にしていきたいと思っておりますし、私たちが政策評価というものを審議会で議論していくときにも、現場の状況、実情が非常に参考になると思っています。折に触れて、今回のような機会を設けていただいて、現場を学ばせていただきたいと思っておりますし、状況が許せば、コロナもありますが、今後、現場に足を運ぶことができれば良いと思っ

ております。今回は本当にお忙しい中、各地方公共団体の方、それから管区の方、議論に参加していただきありがとうございました。

以上です。

(岡会長) ありがとうございます。ほかはいかがでしょう。

(横田臨時委員) 横田、よろしいですか。

(岡会長) 横田臨時委員、どうぞ。

(横田臨時委員) ありがとうございます。横田と申します。御説明ありがとうございました。板橋区役所の皆さんは1,000件超ものマンションをお三方で御担当されているのでしょうか。大変だと感じました。本当に分かりやすい御説明ありがとうございました。50歳超となるマンションが数多くこれから発生するというので、戦々恐々とされているのではないかと感じた次第です。2点感想です。

1点目は、「マンションの住民登録」という分かりやすい言葉で、現状が見える化されており、とても価値があると思いました。これの活用方法は二つあるのだらうと思えます。先ほどの薄井委員とも関連してくるのかもしれませんが、まず、1個は本当に区としての住環境の在り方、規制をどう作っていくかということです。デベロッパーは現状、新たな建設を続けていくことが商売を支える構造となっていると思うので、マンションの今後について、どのような動きを民間としてもしていくのかを注視していく必要がある。もう1点は、都市計画、まちづくりの話で、トラブルが起きそうであることを予見しやすくなる一方、理事長が代わってしまうだけで踏み込めないようになることです。一軒家でいうとごみ屋敷問題などで近隣住民トラブルが発生するなど混乱しており、行政はそこまで踏み込めないから困ったというような、私はよくテレビで見かけて大変だと思っております。このマンション問題も恐らく同じようなことがあって、見える化されたけれども、我々は手を出せないというようなことが今後、増えていくであろうという中で、この調査をどう生かしながら、そのような問題解決に繋げていくかというのを検討する材料にもなると思えますので、調査自体は本当に価値があるものだと感じました。

以上です。

(岡会長) ありがとうございます。ほかいかがですか。

それでは、今の横田臨時委員の御意見に対して、事務局何かコメントございますか。どうぞ。

(中山地方業務室長) 過分な御評価をいただきまして、ありがとうございました。

今後こうした調査、管区での地域計画でもそうですが、本省で計画している全国調査でも、同じような視点が取り入れていけないか考えてまいりたいと思います。どうも御意見ありがとうございました。

(岡会長) ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

(山田評価監視官) 岡会長、私もよろしいでしょうか。

(岡会長) どうぞ。

(山田評価監視官) 関東管区の山田です。横田臨時委員、本当にありがとうございました。

地方公共団体はこれまでいろいろ取り組んでいます。このマンションが管理不全になったとき、最終的に住民が逃げ出して、最後に取り壊すのは、代執行で地方公共団体の責務となる事例が結構あると思います。過去には、滋賀県で1件だけ、3階建てのマンションが壊されていますが、それだって1億1,000万程度かかっている、更にそれを、改修を代執行で行ったものですから、住んでいた居住者に求めても3,900万程度、3分の1しか集まらなくて、残り3分の2は地方公共団体がどうしてもかぶってしまうということもありますので、これだけいろいろ熱心にされて実態を把握しようとしているのかなど、そのような気持ちも大分感じました。今日の御意見、本当にありがとうございました。

以上です。

(岡会長) ありがとうございます。今の山田評価監視官の話でいうと、マンションというのは、何十年間か前に建てたときには、夢のマンションであったわけですが、築40年、50年と経過するにつれ、いわゆるマンションそのものの高齢化と、資料にもあります住民の高齢化とのダブルの高齢化が生じることで、マンションの管理がきちんとされるかどうかという大きな課題が出てくるという認識を、私自身持っておりました。

更にその先に、マンションの建て替えという問題も出てくるわけですが、区分所有者全員の賛同がなければできないという規制も、以前はありました。この辺は少し緩和されつつありますが、いずれにせよ、最悪のケースは50年、60年と居住していたマンションの住人がいなくなり、マンションの管理が行き届かなくなることで、それを行政が公費で処分しなくてはいけないという事態が、これからたくさん出てくるのではないかとことです。

このような問題をいち早くキャッチし、場合によっては、解決の提言に繋げていければ大変宜しいのではないかと考えております。事務局、何かコメントあればお願いします。

(山田評価監視官) 板橋区役所の皆様からも会長、コメントをいただいてよろしいでし

ようか。

(杉田住宅政策課主査) 板橋区役所、杉田と申します。よろしく申し上げます。

マンションは、実は板橋区内でも地域によって、例えばワンルームが多いとか、この地域はファミリーが多いとか、23区の中でもタワーマンションが多いとか、それぞれ立地によっていろいろな条件が変わってまいります。板橋区内でも、それぞれにふさわしい管理の仕方というのを、区から管理組合に提案や工夫をしていかないと、なかなか画一的な、これが良いという答えがないものですから難しい状況です。その辺りを地方の、それから国というお話もございましたが、マンションがない地方もございますので、ある特定の地域の固有の問題の一つではないかということで、なかなか国に御理解いただくのが難しいという面も感じております。

そのような中で、今回、関東管区行政評価局の方が、実際に私どもで何件か御紹介申し上げたのですが、わざわざマンションの管理組合へのヒアリングまで行っていただいて、その辺りがよく御理解いただけたのではないかと感じております。そういう意味で、非常に今後、期待していきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

(岡会長) ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

(森田会長代理) 森田ですけど、よろしいでしょうか。

(岡会長) 森田委員、どうぞ。

(森田会長代理) 大変貴重な評価と言いますか、調査の報告ありがとうございました。この話は数年前からうすうすといろいろなところで、エレベーターが使用停止になったマンションであるとか、その類いの話が結構問題として出てきたのですが、今回、このようにきちんと調査をし、そして対応されているということは大変評価において貴重な情報になっていると思います。

ただ、評価として考える場合に、次のステップとしてどうすれば良いかというところまで、政策評価審議会で提言するかどうかはともかくといたしまして、それも少なくとも示唆をするぐらいはしても良いのではないかと、できるのではないかと感じております。ただ、その場合は、地方公共団体の条例でどのように管理をしているか把握し、アドバイスをするかということもあるかと思いますが、基本的に、これは公共的な部分から言いますと、私的な領域に入りますけど、マンションの区分所有をしている者から言いますと、マンション全体は公共的な領域という、言わば、はざまに落ちるような領域になっていると思います。

この部分については、きちんとした形での区分所有権法なり、何なりの法改正で責任と義務をはっきりさせない限りは、最終的に解決をしないのではないかと考えております。

そうしたことについて、きちんと評価に基づいて提言ができると思いますと、この審議会というのは、大変重要な役割を果たすべき場所ではないかと感じたということだけ申し上げておきます。

(岡会長) ありがとうございます。

それでは、予定の時間になってきましたので、議論については、ここで終了させていただきます。本件は、当審議会の提言とも方向は一致するものだと私は思っております。本日の御議論を今後の調査に生かしていただくようお願いします。ここで板橋区役所の皆様は退席されます。本日はお忙しい中、ありがとうございました。

(杉田住宅政策課主査) ありがとうございます。

(岡会長) 続きまして、議題2に移ります。議題2は、「政策評価制度部会に係る取組の状況について」です。それでは、事務局からの報告をお願いいたします。

(辻政策評価課長) 政策評価課長の辻です。

政策評価の関係について2件、御報告をさせていただきます。まず、資料2の1ページを御覧ください。政策評価の国会報告についての概要資料です。政策評価法第19条に基づきまして、毎年、政策評価等の実施状況及びこれらの政策への反映状況について報告書を作成し、国会に提出することとされておりまして、今回令和2年度分の実施状況等について、取りまとめて報告をいたしました。

資料2の2ページを御覧いただきますと、各行政機関の政策評価の実施状況です。事前評価については、公共事業評価が最も多い数となっておりますが、そのほか規制、租税特別措置等など5分野を中心として、全体で1,049件の事前評価が行われております。一方、事後評価については、一般政策についての目標管理型評価が218件、それから公共事業評価など事前評価を実施したものについて未着手・未了のもの、あるいは完了後・終了時に評価を実施したもの等、全体で1,027件ということで、事前、事後合わせまして、全体で2,076件の評価が令和2年度に実施されております。

次に、3ページですが、政策評価の政策への反映状況について御報告をしたものが左側でございます。右側には総務省が実施している統一性・総合性確保評価、それから、各種の点検活動などについて、まとめております。こうした内容について報告書にまとめて国会に報告しております。

最後に、4ページですが、令和2年度の政策評価の取組のトピックということで、当審議会で御審議をいただきました提言の関係と、それから前回、5月の審議会で紹介をさせていただきました実証的共同研究の2件、これらについて、取組の概要などをまとめて報告をさせていただきますいております。

こうした内容の国会報告ですが、6月4日に閣議決定をして国会に報告をいたしまして、その後、参議院の行政監視機能強化の取組の一環として、昨年から政策評価の国会報告については、参議院の本会議において、総務大臣から報告を行うこととされておりまして、今年度は6月11日の参議院本会議で総務大臣からの報告聴取、質疑が行われました。それから、通常国会が閉会した後、6月21日ですが、参議院の行政監視委員会で閉会中審査が行われまして、改めて総務大臣からの報告聴取、質疑が行われました。

政策評価の国会報告の関係は以上です。

それからもう1件、政策評価の改善に関するワーキング・グループの関係で御報告です。前回、5月26日の政策評価審議会において、審議会提言を受けた今後の具体化に向けた検討について、5項目の検討項目を示させていただくとともに、政策評価制度部に政策評価の改善に関するワーキング・グループを設置し、具体的な検討を進めていくこととさせていただきました。

これを受けまして、先般、7月7日に政策評価の改善に関するワーキング・グループの第1回の会議が開催をされまして、5項目の検討事項について、今後の検討の方向性や留意事項などについて御意見等をいただきました。今後、いただいた御意見等を踏まえまして、情報を整理しつつ、具体的な検討を進めていくこととしております。

簡単ではございますが、報告は以上です。

(岡会長) ありがとうございました。

ただ今の報告について、御質問、御意見ございますか。御意見、御質問がないようですので、進めさせていただきます。ありがとうございました。

「政策評価の改善に関するワーキング・グループ」の1回目が開催され、いよいよ具体的な議論がスタートしたとの報告をいただきました。検討すべき項目が多岐にわたるため、御負担をおかけすることになりますが、政策評価の改善に向けて、引き続き、精力的な御審議をお願いしたいと思います。政策評価審議会としましても、提言の実現に向けてしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

本日の議題は全て終了いたしました。

以上をもちまして、第24回政策評価審議会と第27回政策評価制度部会の合同会合を閉会いたします。

本日は皆様、お忙しい中、御参加いただきまして、ありがとうございました。

(以上)